(1) 水質汚濁に係る環境基準等

人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	上 測 定 方 法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本産業規格K0102(以下「規格」とい
		う。) 55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法、規格38.1.
		2及び38.3に定める方法、規格38.1.2及び38.5
		に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第5
		9号(水質汚濁に係る環境基準について)付表
		(以下「付表」という。) 1 に掲げる方法
鉛	0.01mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.02mg/L以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/L以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	付表4に掲げる方法
ジクロロメタン		
	0.02mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本産業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.
		1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.
		3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定
,		める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定
1, 2	01 0 Img/ 25/1	める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.
1,1,1 1 7 7 7 7 7 7	11118/12/1	1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本産業規格 K0125の5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4.
1, 1, 2 7 / 7 / 7 / 7	o. cooling/ Est	1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本産業規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.
	o. ormg/ Lex 1	1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.
	0. Offing/LDX	1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定
1, 3-59 11 17 11 1	0.002mg/LEX [日本産業税格 K01250/5.1、5.2 文は5.5.1に足 める方法
工力与)	0.000/11717	付表5に掲げる方法
チウラム シマジン	0.006mg/L以下	
	0.003mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒	10mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3、4
素	2.00/ 10/1	3.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素
		にあっては規格43.1に定める方法
 ふっ素	0.8mg/L以下	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格3
マンガ	O. Ollig/ LPA	4.1c) に定める方法及び付表7に掲げる方法
はる事	1,5,7,1,1,1,1,1,1	
ほう素	1mg/L以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	付表8に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

要監視項目

安監視項日 項 目	指針値	測 定 方 法
クロロホルム	0.06mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1, 2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
イソキサチオン	0.008mg/L以下	平成5年4月28日付け環水規第121号(水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について)付表(以下「付表①」という。) 1の第1又は第2に掲げる方法
ダイアジノン	0.005mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
フェニトロチオン	0.003mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
イソプロチオラン	0.04mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
オキシン銅	0.04mg/L以下	付表①2に掲げる方法
クロロタロニル	0.05mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
プロピザミド	0.008mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
EPN	0.006mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
ジクロルボス	0.008mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
フェノブカルブ	0.03mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
イプロベンホス	0.008mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
クロルニトロフェン	_	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
トルエン	0.6mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
キシレン	0.4mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下	付表①3の第1又は第2に掲げる方法
ニッケル	_	日本産業規格K0102(以下「規格」という。) 59.3に定 める方法又は付表①4若しくは付表①5に掲げる方法
モリブデン	0.07mg/L以下	規格68.2に定める方法又は付表①4若しくは付表①5に 掲げる方法
アンチモン	0.02mg/L以下	平成16年3月31日付け環水企発第040331003号、環水土発 第040331005号(水質汚濁に係る人の健康の保護に関する 環境基準等の施行等について)付表(以下「付表②」と いう。)5の第1、第2又は第3に掲げる方法
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	付表②1に掲げる方法
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下	付表②2に掲げる方法
全マンガン	0.2mg/L以下	規格56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法
ウラン	0.002mg/L以下	付表②4の第1又は第2に掲げる方法
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)及びペルフルオロオクタン 酸(PFOA)	0.00005mg/L以下 (暫定)※	令和2年5月28日付け環水大水発第2005281号、環水大土発 第2005282号(水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環 境基準等の施行等について)付表の方法

※PFOS及びPFOAそ指針値(暫定)については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川(湖沼を除く。)

(a) BOD等

項目			基	準		値
類型	利用目的の適応性	水 素 イ オ ン 濃 度 (pH)	生物化学 的 酸 素 要 求 量 (BOD)	浮遊物 質 量 (SS)	溶 存 酸素量 (DO)	大 腸 菌 数
AA	水 道 1 級 自然環境保全及びA以 下の欄に掲げるもの	6. 5以上 8. 5以下	1mg/L 以 下	25mg/L 以 下	7.5mg/L 以 上	20CFU/100mL 以 下
A	水道2級水産1級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 m g / L 以 下	25mg/L 以 下	7.5mg/L 以 上	300CFU/100mL 以 下
В	水 道 3 級 水産2級及びC以下の 欄に掲げるもの	6. 5以上 8. 5以下	3 m g / L 以 下	25mg/L 以 下	5mg/L 以 上	1,000CFU/100mL 以 下
С	水 産 3 級 工業用水1級及びD以 下の欄に掲げるもの	6. 5以上 8. 5以下	5mg/L 以 下	50mg/L 以 下	5mg/L 以 上	_
D	工 業 用 水 2 級 農業用水及びEの欄に 掲げるもの	6. 0以上 8. 5以下	8mg/L 以 下	100mg/L 以 下	2mg/L 以 上	_
Е	工 業 用 水 3 級環 境 保 全	6. 0以上 8. 5以下	10mg/L 以 下	ごみ等の 浮遊れな いこと。	2 m g / L 以 上	_

備 老

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数の基準値については、90%水質値(年間の日間 平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値($0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする。
- 2 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100m1以下とする。
- 3 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 - 水 道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - " 2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3 水 産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の 水産生物用
 - " 2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 - υ 3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 - 4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - 2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - " 3級:特殊の浄水操作を行うもの
 - 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度
- ※ 本県の水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。) 曽木川、細見川、谷之木川、大平川上流の水域に属する地点

(b) 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)

類見	水生生物の生息状況の適応性		基 準 値	
類型	<u> </u>	全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生 生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水 生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育 場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及 びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考

基準値は、年間平均値とする。

イ 湖沼 (天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日以上である人工湖)

(a) COD等

項目			基	準		値
	利用目的の適応性	水 素 イ オ ン	化学的酸素	浮 遊	溶 存	
類型		濃 度 (pH)	要求量 (COD)	物質量(SS)	酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級水産1級自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6. 5以上 8. 5以下	1mg/L 以 下	1mg/L 以 下	7.5mg/L 以 上	20CFU/100mL 以 下
A	水 道 2 、 3 級 水 産 2 級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6. 5以上 8. 5以下	3 m g / L 以 下	5 m g / L 以 下	7.5mg/L 以 上	300CFU/100mL 以 下
В	水 産 3 級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に 掲げるもの	6. 5以上 8. 5以下	5mg/L 以 下	15mg/L 以 下	5mg/L 以 上	_
С	工 業 用 水 2 級 環 境 保 全	6. 0以上 8. 5以下	8mg/L 以 下	ご 浮 め い こ と 。	2 m g / L 以 上	_

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数の基準値については、90%水質値(年間の日間 平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値($0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする。
- 2 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100m1以下とする。

- 3 水道3級を利用目的としている地点(水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数1,000CFU/100m1以下とする。
- 4 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量及び大腸菌数の項目の基準 値は適用しない。
- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境の保全
 - 2 水 道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

" 2、3級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を 行うもの

3 水 産1級:ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水

産生物用 2級:サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産

生物用

" 3級:コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

2級:薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(b) 窒素・燐

項目	到田日始の英は歴	基	進値
類型	利用目的の適応性 	全 窒 素	全 燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
П	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水 産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
Ш	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲 げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水 産 3 種 工 業 用 水 農 業 用 水 環 境 保 全	1mg/L以下	0.1mg/L以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。
- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 - 2 水 道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

" 2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の

除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)

3 水 産1種:サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

2種:ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

ッ 3種:コイ、フナ等の水産生物用

4 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(c) 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)

類見	水生生物の生息状況の適応性		基 準 値	
類型	<u> </u>	全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生 生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水 生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育 場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及 びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備 考

基準値は、年間平均値とする。

(d) 底層溶存酸素量

類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において 貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・ 再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、 水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再 生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、 水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

借 孝

. 基準値は日間平均値とする。

ウ海域

(a) COD等

項目			基	準	値	
類型	利用目的の適応性	水 素 イオン 濃 度 (pH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	溶 存 酸素量 (DO)	大 腸 菌 数	n-ヘキサン 抽 出 物 質 (油分等)
A	水 産 1 級 水 浴 自然環境保全及びB以 下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 m g / L 以 下	7.5mg/L 以 上	300CFU/100mL 以 下	検出されな いこと。
В	水 産 2 級 工業用水及びCの欄に 掲げるもの	7. 8以上 8. 3以下	3 m g / L 以 下	5mg/L 以 上	_	検出されな いこと。
С	環 境 保 全	7. 0以上 8. 3以下	8mg/L 以 下	2mg/L 以 上	_	_

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数の基準値については、90%水質値(年間の日間 平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ 数)のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする。
- 2 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数20CFU/100m1以下とする。
- 3 水産1級及び水産2級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 - 2 水 産1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 - " 2級:ボラ、ノリ等の水産生物用
 - 3 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度
- ※ 本県の自然環境保全を利用目的としている地点

日豊海岸国定公園地先海域、北浦湾、日南海岸国定公園区域内の海域に属する地点

(b) 窒素・燐

項目	利 用 目 的 の 適 応 性	基	進 値
類型		全 窒 素	全 燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
П	水 産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産2種 及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
Ш	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水 産 3 種 工 業 用 水 生 物 生 息 <td環< td=""> 境 保 全</td環<>	1mg/L以下	0.09mg/L以下

備考

基準値は、年間平均値とする。

- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 - 2 水 産 1 種:底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲 される

2 種:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される 3 種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される 3 生物生息環境保全:年間を通して底生生物が生息できる限度

(c) 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)

項目	セルト 特の 4. 自 4. 江 の 英 r 44	基準値		
類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が 必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

備考

基準値は、年間平均値とする。

(d) 底層溶存酸素量

類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において 貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・ 再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、 水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再 生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、 水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考

基準値は日間平均値とする。

水生生物保全に関する要監視項目の水域類型及び指針値

項目	水域	類型	指針値	測定法
		生物A	0.7mg/L以下	
	淡水域	生物特A	0.006mg/L以下	日本産業規格K0125(用水・排水中
クロロホルム		生物B	3mg/L以下	の揮発性有機化合物試験方法)5.
		生物特B	3mg/L以下	1、5.2及び5.3.1に定める方法
	海水域	生物A	0.8mg/L以下	
		生物特A	0.8mg/L以下	
		生物A	0.05mg/L以下	平成15年11月5日付け環水企発第0
	淡水域	生物特A	0.01mg/L以下	31105001号、環水管発第03110500
フェノール		生物B	0.08mg/L以下	1号(水質汚濁に係る環境基準に
		生物特B	0.01mg/L以下	ついての一部を改正する件の施行
	海水域	生物A	2mg/L以下	等について)付表(以下「付表」
		生物特A	0.2mg/L以下	という。) 1に掲げる方法
		生物A	1mg/L以下	
	淡水域	生物特A	1mg/L以下	付表2に掲げる方法
ホルムアルデヒド		生物B	1mg/L以下	
		生物特B	1mg/L以下	
	海水域	生物A	0.3mg/L以下	
		生物特A	0.03mg/L以下	
		生物A	0.001mg/L以下	平成25年3月27日付け環水大水発
	淡水域	生物特A	0.0007mg/L以下	第1303272号(水質汚濁に係る環
4-t-オクチルフェ		生物B	0.004mg/L以下	境基準についての一部を改正する
ノール		生物特B	0.003mg/L以下	件の施行等について)付表(以下
	海水域	生物A	0.0009mg/L以下	「平成25年通知付表」という。)
		生物特A	0.0004mg/L以下	1に掲げる方法
		生物A	0.02mg/L以下	
	淡水域	生物特A	0.02mg/L以下	平成25年通知付表2に掲げる方法
アニリン		生物B	0.02mg/L以下	
		生物特B	0.02mg/L以下	
	海水域	生物A	0.1mg/L以下	
		生物特A	0.1mg/L以下	
		生物A	0.03mg/L以下	
	淡水域	生物特A	0.003mg/L以下	平成25年通知付表3に掲げる方法
2, 4-ジクロロフェ		生物B	0.03mg/L以下	
ノール		生物特B	0.02mg/L以下	
	海水域	生物A	0.02mg/L以下	
		生物特A	0.01mg/L以下	

地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本産業規格(以下「規格」という。) K0102の55.
		2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法、規格K0
		102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格K0102の3
		8.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年12月環境庁
		告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)付
		表(以下「付表」という。) 1に掲げる方法
鉛	0.01mg/L以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.02mg/L以下	規格K0102の65.2に定める方法
砒素	0.01mg/L以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	付表2に掲げる方法
		103(2) 347 330 2
アルキル水銀	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	
四塩化炭素	0.02mg/L以下 0.002mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定め
四塩化灰糸	0.002mg/Lbx [*	
クロロエチレン	0.002mg/L以下	告示付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方
	J	法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	シス体にあっては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に
	0, 5 1	定める方法、トランス体にあっては規格K0125の5.
		1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定め
_, _, _ , _ , _ , _ , _ , _ , _ , _ , _		る方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定め
,,_		る方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定め
		る方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定め
		る方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
		22. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2.
チウラム	0.006mg/L以下	付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒	10mg/L以下	現格K0102の67.2、67.3又は67.4に足める万伝 硝酸性窒素にあっては規格K0102の43.2.1、43.2.
明酸性至系及い型明酸性至素	I ANIIS / L'ANI	明酸性 至素にあっては 規格 K 0102 043. 2. 1、43. 2. 3、43. 2. 5又は 43. 2. 6に 定める 方法、 亜硝酸性 窒素に
术		3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜明酸性室素に あっては規格K0102の43.1に定める方法
≿ 。 ≢	0 0mm/11/15	
ふっ素	0.8mg/L以下	規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は規
		格K0102の34.1c) に定める方法及び付表7に掲げる
1年2年	1 /1 1/1 17	方法
ほう素	1mg/L以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	付表8に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は43.2.6により測定された 硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格 K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に 換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0 125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

地下水の水質汚濁に係る要監視項目

項目	指 針 値	測 定 方 法
クロロホルム	0.06mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1, 2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
イソキサチオン	0.008mg/L以下	平成5年4月28日付け環水規第121号(水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について)付表(以下「付表①」という。) 1の第1又は第2に掲げる方法
ダイアジノン	0.005mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
フェニトロチオン	0.003mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
イソプロチオラン	0.04mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
オキシン銅	0.04mg/L以下	付表①2に掲げる方法
クロロタロニル	0.05mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
プロピザミド	0.008mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
EPN	0.006mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
ジクロルボス	0.008mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
フェノブカルブ	0.03mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
イプロベンホス	0.008mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
クロルニトロフェン	_	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
トルエン	0.6mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
キシレン	0.4mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下	付表①3の第1又は第2に掲げる方法
ニッケル	_	日本産業規格K0102(以下「規格」という。) 59.3に定める方法又は付表①4若しくは付表①5に掲げる方法
モリブデン	0.07mg/L以下	規格68.2に定める方法又は付表①4若しくは付表①5に 掲げる方法
アンチモン	0.02mg/L以下	平成16年3月31日付け環水企発第040331003号、環水土発 第040331005号(水質汚濁に係る人の健康の保護に関する 環境基準等の施行等について)付表(以下「付表②」と いう。)5の第1、第2又は第3に掲げる方法
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下	付表②2に掲げる方法
全マンガン	0.2mg/L以下	規格56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法
ウラン	0.002mg/L以下	付表②4の第1又は第2に掲げる方法
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン 酸(PFOA)	0.00005mg/L以下 (暫定)※	令和2年5月28日付け環水大水発第2005281号、環水大土発 第2005282号(水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環 境基準等の施行等について)付表1の方法

[※]PFOS及びPFOAの指針値(暫定)については、PFOS及びPFOAの合計値とする。